

第4回

平成27年10月20日

著作物

の例示

権利として主張できるもの

白鷗大学
杉山 務

著作物

10条

著作物の例示

- 一 小説, 脚本, 論文, 講演その他の言語の著作物
- 二 音楽の著作物
- 三 舞踊又は無言劇の著作物
- 四 絵画, 版画, 彫刻その他の美術の著作物
- 五 建築の著作物
- 六 地図又は学術的な性質を有する図面, 図表, 模型
その他の図形の著作物
- 七 映画の著作物
- 八 写真の著作物
- 九 プログラムの著作物

著作物の種類

保護対象となる著作物

一 小説, 脚本, 論文, 講演その他の言語の著作物

短歌, 俳句, 詩歌, エッセイ, シナリオ
演説, 説教, 座談会の会話, 暗号, 手話
点字, 職業別電話帳, 選挙当落予想図 など
事実の伝達にすぎない雑報又は時事の報道は該当しない

第二章 著作者の権利

法文

第一節 著作物

(著作物の例示)

第十条 この法律にいう著作物を例示すると、おおむね次のとおりである。

- 一 小説, 脚本, 論文, 講演その他の言語の著作物
- 二 音楽の著作物
- 三 舞踊又は無言劇の著作物
- 四 絵画, 版画, 彫刻その他の美術の著作物

一 小説, 脚本, 論文, 講演その他の言語の著作物

短歌, 俳句, 詩歌, エッセイ, シナリオ
演説, 説教, 座談会の会話, 暗号, 手話
点字, 職業別電話帳, 選挙当落予想図

次のものはどう考えますか。

- 1 書簡・手紙
- 2 日記・日誌
- 3 評語・キャッチフレーズ
- 4 題号・題名・タイトル
- 5 囲碁・将棋の棋譜・オセロの手順記録
- 6 ネット上のブログ, ツイッター, 2チャンネル書込み
- 7 知恵袋の質問・解答
- 8 顔文字による表現
- 9 カタログ, 立看板, 販売・操作マニュアル, 社訓, 手話

三島由紀夫手紙事件

東高120523
東地111018 (60条)

著作者人格権、公表権、相続

生前の三島由紀夫が福島次郎に宛てた手紙を、実名小説「三島由紀夫 -- 剣と寒紅」で公開した

私信が著作権法上の著作物と判断された



一重寒紅
ひとえかんこう

損害賠償について

原告らは、複製権侵害による損害は、被告会社が本件書籍を販売したことによる利益額を基礎として算定すべきであると主張するが、原告ら自らは、書籍の出版を行っていないことに照らして、採用できない。さらに、著作権法六〇条の規定違反による損害を認めることもできない。



文芸春秋

交通安全スローガン事件

東地130530

ボク安心 ママの膝より チャイルドシート

全国交通安全スローガン最優秀賞

ママの胸より チャイルドシート

交通安全テレビCM

争点:

- 1 スローガンの著作物性の有無
- 2 著作権(複製権)侵害の有無

1: 著作権法における「創作的に表現したもの」とは、厳密な意味で、独創性の発揮されたものであることまで求められないが、作成者の何らかの個性が表現されたものであることが必要であるが、スローガンは個性が十分発揮されており著作物性を有する

2: スローガンの創作性を根拠付ける部分で相違しており複製権を侵害しない

ネット記事への無断リンク

ネット記事にリンクする際に、記事の「見出し」を表示することは著作権侵害か？

読売新聞社(原告) VS デジタルアライアンス(被告)

読売新聞社の主張

①著作権侵害

見出しとして盛り込む事項の選択、展開の仕方、表現の方法等に、原告の編集方針・見解が端的に現れており、**他社と異なる創作性**のあるものである

ヨミウリ・オンライン

「ホームレスがアベックと口論？銃撃で重傷」

朝日コム

「路上生活者の男性、2人組男女に撃たれ重傷 東京・品川」

口論という些細なきっかけにより銃撃という極めて重大な犯罪が行われたことを表現

↓
原告の編集方針に基づき読者に最も伝えたい部分を創作・表現

↓
記事の見出しは著作物

7

ネット記事への無断リンク

ネット記事の見出しに著作権を認めず

東京地裁H16.3.24

著作権侵害について

見出しは、記事中の事実を抜き出し、**ありふれた表現**で修飾した短い記述に過ぎず、創作性は認められない

「ホームレスがアベックと口論？銃撃で重傷」

著作権侵害はなし

知財高裁H17.10.6

8

城の定義事件

東京地裁 060425



城に関する定義

「城とは人によって住居，軍事，政治目的をもって選ばれた一
区画の土地と，そこに設けられた防禦的構築物をいう」

定義の文の構造や特性を表す個々の文言自体から見た表現形式は、
この種の学問的定義の文の構造や、先行する定義や説明に使用された
文言と大差はないから、本件**定義の表現形式に創作性は認められない。**

学問的思想としての本件定義は、学術研究の分野において、プライオ
リティを有するものとして尊重されることがあるのは別として、著作権の
対象となる著作物として著作権者に専有させることは著作権法の予定し
たところではない。

城の定義事件

東京地裁 060425

「本件定義は、原告が長年の調査研究によって到達した、城の学問的研究
のための基礎としての城の概念の不可欠の特性を簡潔に言語で記述したも
のであり、原告の学問的思想そのものと認められる。

本件定義のような簡潔な学問的定義では、城の概念の不可欠の特性を表
す文言は、思想に対応するものとして厳密に選択採用されており、原告の学
問的思想と同じ思想に立つ限り同一又は類似の文言を採用して記述する外
はなく、全く別の文言を採用すれば、別の学問的思想による定義になっ
てしまうものと解される。

また、本件定義の文の構造や特性を表す個々の文言自体から見た表現形
式は、この種の学問的定義の文の構造や、先行する城の定義や説明に使用
された文言と大差はないから、本件**定義の表現形式に創作性は認められず**、
もし本件定義に創作性があるとすれば、何をもって城の概念の不可欠の特
性として城の定義に採用するかという学問的思想そのものにあるものと認め
られる。**学問的思想としての本件定義は、それが新規なものであれば、学術
研究の分野において、いわゆるプライオリティを有するものとして慣行に従っ
て尊重されることがあるのは別として、これを著作権の対象となる著作物とし
て著作権者に専有させることは著作権法の予定したところではない。」**

二 音楽の著作物

保護対象となる著作物

二 音楽の著作物

楽曲，楽曲を伴う歌詞

即興演奏(浪花節，ジャズ等)

楽譜に表示されている必要はない

長さはいかに考えるか。



アコム 2015-030027

はじめての アコム



2015-029809

商標権との重複保護はあるか。

桃中軒雲右衛門事件



明治・大正期の浪花節師であった桃中軒雲右衛門の**実演が著作物と言えるか**，**浪花節の実演が著作権を有するか**を争った「桃中軒雲右衛門事件」

浪曲ブームで，桃中軒雲右衛門のレコードは飛ぶように売れたが，海賊版の横行も加速 → 裁判

1, 2審とも権利侵害，大審院は非侵害

桃中軒雲右衛門(1873-1916)

大判大3・7・4刑録20輯1360頁，大正3年(れ)第233號 著作権法違犯並附帯私訴ノ件 第一審・東京地方裁判所，第二審・東京控訴院

参考判決抜粋: 即興的音楽ノ演奏ニシテ純然タル瞬間創作ニ屬スルモノハ演奏者ノ主観ニ於テ其旋律カ確定スル場合又ハ演奏者力特ニ楽譜ヲ作リテ之ヲ固定セシメタル場合ノ外ハ音乐的著作物トシテ著作権法ノ保護ヲ受ルコトヲ得ス從テ此種ノ音楽ヲ蓄音機ニ寫調スルモ偽作トシテ著作権法ノ制裁ヲ受クルコトナシ

三 舞踊又は無言劇の著作物

保護対象となる著作物

三 舞踊又は無言劇の著作物

日本舞踊, バレエ, ダンス, 舞踏, パントマイムの振り付け

※ 演技でなく演技の型

社交ダンスが, 原則として, 基本ステップ等の既存のステップを自由に組み合わせて踊られるものであり, 基本ステップ等の既存のステップはごく短いものであり, かつ, 社交ダンスで一般的に用いられるごくありふれたものであるから, これらに著作物性は認められない

著作物性の認められない振り付けや, 著作物性が認められない振り付けの一部分の組合せや配列によって, 独創性が認められるほどの顕著な特徴を有することになるということも困難

(Shall we ダンス?事件) 東京地裁240228)

Shall we ダンス?事件

東京地裁240228

社交ダンスが, 原則として, 基本ステップ等の既存のステップを自由に組み合わせて踊られるものであり, 基本ステップ等の既存のステップは, ごく短いものであり, かつ, 社交ダンスで一般的に用いられるごくありふれたものであるから, これらに著作物性は認められない

著作物性の認められない振り付けや, 著作物性が認められない振り付けの一部分の組合せや配列によって, 独創性が認められるほどの顕著な特徴を有することになるということも困難



四 絵画，版画，彫刻その他の**美術**の著作物

保護対象となる著作物

四 絵画，版画，彫刻その他の**美術**の著作物

書，まんが，挿絵，舞台装置なども

※ 美術工芸品含む，応用美術（絵付け茶碗，皿）は議論あり

完成の如何を問わず，下絵，下図，デッサンでもよく，**素材**も問わない。紙，布帛，木板，石，陶磁器，金属板，雪，氷

判断困難は，書，書風，画風，生け花，キャラクター，ゆるキャラ，タイプフェイス

- ・ 書，生け花：原則著作物，ありきたりの書体や手を加えない生け花は否定
- ・ 書風・画風：流儀それ自体は否定
- ・ キャラクタ：漫画や小説などに登場する架空の人物，動物等の姿態，名称，図柄，役柄の総称で，表現されたものを保護

四 絵画，版画，彫刻その他の**美術**の著作物

応用美術とは，

- ① 絵画を屏風に仕立てたり版画をボトル容器の模様を利用するなど，純粋美術としてできたものを実用品に応用
- ② 絵画や彫刻等の純粋美術の技法を一品製作の陶器や織物へ応用
- ③ 純粋美術の感覚や技法を機械生産品に応用

2条2項 この法律にいう「美術の著作物」には，美術工芸品を含むものとする。

知高230629 立体商標



Yチェア・ハンスJウェグナー

最一判03032 著作権



ニューヨーク近代美術館永久収蔵品

ニーチェアのNY(ニー)はデザイナー新居猛の姓(ニイ)とデンマーク語のNY(新しい・フレッシュ)の意味をとって名付けられました。



ニーチェアX

デザイン書体ゴナ事件

最一判120907

新たに創作したタイプフェイス(文字フォント)が著作権で保護されるか。

印刷用書体一般の著作物性を否定

- ・ 従来の印刷用書体に比して**顕著な特徴**を有する**独創性**
- ・ それ自体が**美術鑑賞**の対象となり得る**美的特性**が必要

なぜなら、

印刷フォントの利用に著作権者の許諾が常に必要になり、改良もできなくなる。さらに著作物の**公正な利用**に留意しつつ、..もって文化の発展に寄与しようとする著作権法の目的に反することになる。

著作権の成立に審査及び登録を要せず、著作権の対外的な表示も要求しない我が国の著作権制度の下においては、わずかな差異を有する無数の印刷用書体について著作権が成立することとなり、権利関係が複雑になり、**混乱を招く**



ゴナ書体

NHKを著作権侵害で提訴 「龍馬伝」などの題字

NHK大河ドラマの「龍馬伝」と「武蔵 MUSASHI」の題字が自身の作品の構図と酷似し、著作権を侵害しているとして、京都市の商業書道作家の男性(64)が22日、NHKに1100万円の損害賠償などを求め、京都地裁に提訴した。訴状によると、龍馬伝と武蔵の題字はいずれも左上から右下へ斜め方向に漢字が並び、横書きのローマ字と組み合わせている。こうした文字配置は、男性が過去に手掛けた2作品と同じで、NHKの題字は自身の作品に依拠して作成されたものだとしている



京都地裁240329 創作性なし

2011/09/22 18:20 【共同通信】

京都地裁

「英文字と漢字の組み合わせ配置は**一般的でありふれたもので、特に個性的とはいえない**」H230329

大阪高裁 請求棄却

「漢字とアルファベット文字列の配置として**ありふれたもので、独立した表現としての創作性は認められない**」

H240926



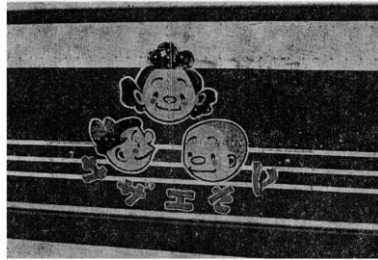


「入れ墨」事件 平成24年1月31日

仏像写真の仏像と入れ墨の仏像のそれぞれの顔を対比すると、両者には、以下のとおりの**表現上の相違**も認められる。すなわち、仏像写真の仏像の顔では、その眼は、中央からゆるやかな弧を描くように上向きに表現されていること、鼻は、直線的に細長く表現されていること、唇は、上唇の中央部を切り結び、引き締まったような表情で表現されていること等の点において特徴がある。入れ墨の仏像の顔では、眼は、**ほぼ水平方向**に描かれていること、鼻は、**横に広くふくらみ**をもった形状に表現されていること、唇は、**上唇が厚くふくらみ**をもって表現されていること、頬や顎は、**墨の濃淡**により、**丸みを帯びる**ような表現がされていること等の点において特徴がある。

入れ墨は、**墨の濃淡等によって、表情の特徴や立体感を表すための工夫がされている**点等を総合すると、思想、感情の創作的な表現がされていると評価することができる。

原審(東京地裁230729)は、①本件入れ墨は**著作物性を有する** ②被告らの本件画像及び本件各ホームページを掲載する被告らの行為は、**氏名表示権**及び同一性保持権を侵害すると判断



漫画「サザエさん」中の登場人物サザエさんを上部中央に、カツオその下部右側に、ワカメをその左側に配した各頭部画



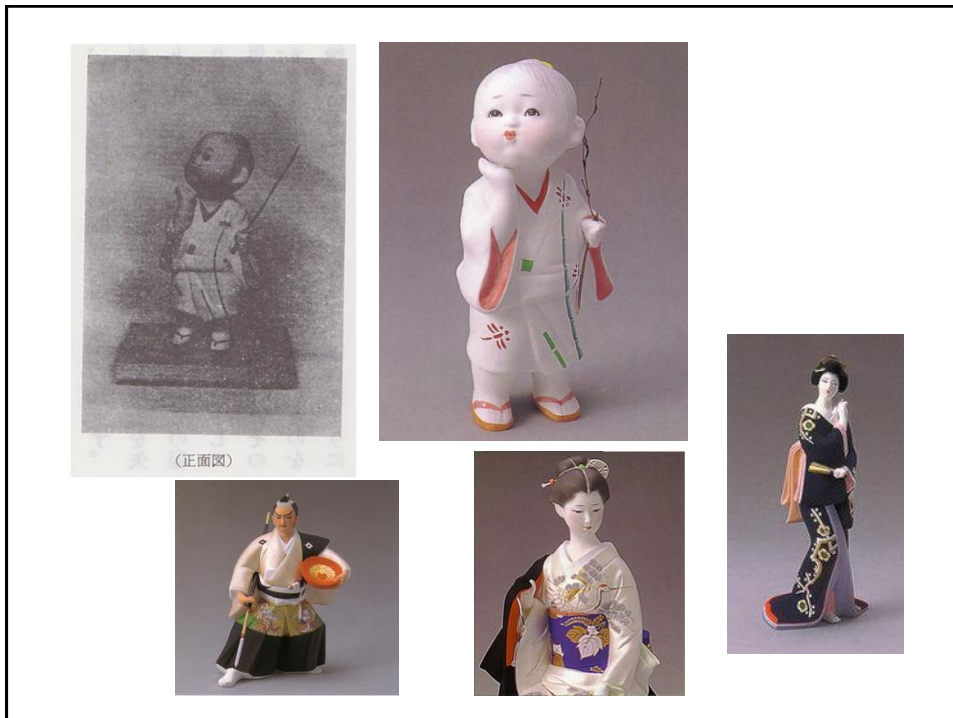
サザエさんバス車体事件 東京地裁510526

昭和26年に、立川バスがバスの車体にサザエさんのキャラクターである「サザエ」「カツオ」「ワカメ」の3人を描き都内を観光していた。

無許諾の運行で、作者の長谷川町子が立川バスを相手に著作権侵害で昭和45年に訴え、訴訟は5年を要し争われたが、キャラクターは著作権上保護されるべきと認められて作者長谷川町子が勝訴した。

頭部画は、誰がこれを見てもそこに連載漫画「サザエさん」の登場人物であるサザエさん、カツオ、ワカメが表現されていると感得されるようなものである。つまり、そこには連載漫画「サザエさん」の登場人物のキャラクターが表現されているものといえることができる。

ところで、本件頭部画と同一又は類似のものを「漫画サザエさん」の特定の齣の中にあるいは見出し得るかも知れない。しかし、そのような対比をすすめるまでもなく、本件においては、被告の本件行為は、原告が著作権を有する漫画「サザエさん」が長年月にわたって新聞紙上に掲載されて構成された漫画サザエさんのキャラクターを利用するものであつて、結局のところ原告の著作権を侵害するものというべきである。



博多人形赤とんぼ事件 長崎佐世保480207

美術工芸品が意匠登録の対象となるとともに、著作権の対象にもなる場合があると判

示
著作権法の対象となる著作

したものではないが、本件人形「赤とんぼ」は同一題名の童謡から受けるイメージを造形物として表現したものであって、その**姿体、表情、着衣の絵柄、色彩から観察してこれに感情の創作的表現を認めることができ、美術工芸的価値としての美術性も備わっているもの**と考えられる。

また美術的作品が、量産されて産業上利用されることを目的として製作され、現に量産されたということのみを理由としてその著作物性を否定すべきいわれはない。

さらに、本件人形が一方で意匠法の保護の対象として意匠登録が可能であるからといっても、もともと**意匠と美術的著作物の限界は微妙な**問題であって、両者の重疊的存在を認め得ると解すべきであるから、意匠登録の可能性をもって著作権法の保護の対象から除外すべき理由とすることもできない。

舞台装置をめぐる名誉毀損事件 東京地裁 H11.3.29

舞台演劇『赤穂浪士』の舞台装置には著作権侵害があるとの記者会見を行った造形美術作家、評論家、大学教授の三名に対して、指弾された美術家と劇団「スコット」が、名誉毀損だと訴えた。

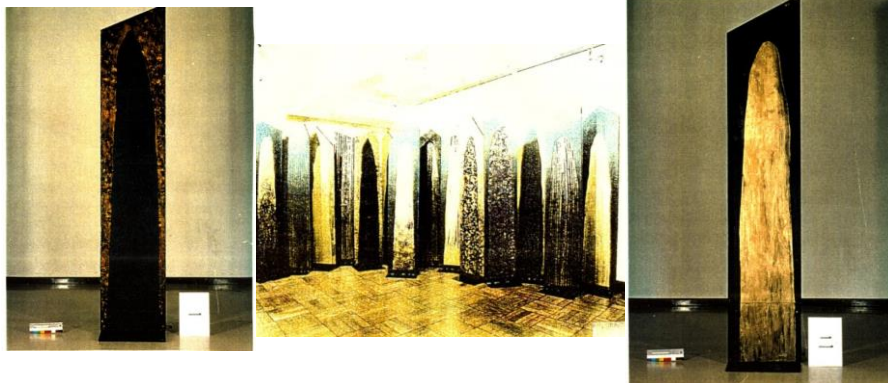
判決では「担当美術家の制作行為は著作権侵害には当たらないとして、十分に調査して他人の名誉を損なわないように注意すべきであった三名には過失があると、連帯して美術家と劇団『スコット』それぞれに50万円を支払うよう命じた。」なお、謝罪広告の掲載請求は認めなかった。

東京高裁 H12.9.19

高裁は**100万円**の賠償を命じた一審東京地裁判決を変更し、計**280万円**の支払いと新聞各紙への**謝罪広告の掲載を命じた**。

「美術家の作品と舞台装置に類似性はない」とした上で「慎重に検討することなく、話し合いを申し入れたスコット側の提案も拒否して記者会見を開き、名誉を傷つけた」と述べた。スコット側は1995年11月、「赤穂浪士」を上演、この劇を見た美術家は舞台装置について「盗作だ」とする記者会見を開き、**新聞各紙で報道**された。

最高裁(三小) H14.9.26 決定・上告棄却



頂部が扁平の縦長の四角形は、極めてありふれた形状であること、また、右上がりに扁平とされた縦長の四角形、頂部が等辺の山形又は不等辺の山形とされた縦長の五角形の形状も、ありふれた形状であること、さらに、パネルを衝立状に配置するという点に、格別の創作性が認められないことも、当裁判所に顕著である。

したがって、本件のパネルの形状は、**著作者の思想又は感情を創作的に表現した**ものとして**独自の創作性の認められるもの**とはいえないことが明らかである。



菓子おまけフィギュア事件 大阪高裁170728

動物フィギュアは、実際の動物の形状、色彩等を忠実に再現した模型であり、動物の姿勢、ポーズ等も、市販の図鑑等に収録された絵や写真に一般的に見られるものにすぎず、制作に当たった造形師が独自の解釈、アレンジを加えたというような事情は見当たらない。

したがって、本件動物フィギュアには、制作者の個性が強く表出されているということとはできず、その創作性は、さほど高くはないといわざるを得ない。

してみると、本件動物フィギュアに係る模型原型は、一定の美的感覚を備えた一般人を基準に、純粋美術と同視し得る程度の美的創作性を具備していると評価されるとまではいえず、**著作物には該当しない**と解される。

妖怪フィギュアに係る模型原型は、石燕の「画図百鬼夜行」を原画とするものと、そうでないものいずれにおいても、一定の美的感覚を備えた一般人を基準に、純粋美術と同視し得る程度の美的創作性を具備していると評価されるものと認められるから、**応用美術の著作物に該当する**というのが相当である。



とりやま せきえん

裁判例

一 小説, 脚本, 論文, 講演その他の言語の著作物

- 1 刺青著作物事件 知財高裁240131 +
- 2 サザエさんバス車体事件 東京地裁510526 +
- 3 ポパイ事件 最高裁090717 -
- 4 博多人形赤とんぼ事件 長崎佐世保480207 +
- 5 舞台装置「忠臣蔵」事件 東京地裁110329 +
- 6 菓子おまけフィギュア事件 大阪高裁170728 +

ま と め

- 1 美術館に展示される作品は, 著作物といえますか
- 2 パソコンの新しい印刷用フォントは, 著作物ですか
- 3 ラブレターは, 著作物ですか

御清聴 ありがとうございます。

杉 山 務